

令和6年度

権利擁護支援者のための相談
専門職地域担当制

地域ごとに専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）の担当者を配置し、権利擁護支援者が抱える課題等に対して法的・福祉的助言を行います。

●実施期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

●対象：市町行政、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社協等の権利擁護支援に携わる方

●内容：権利擁護に関する専門的な助言

例えば…

- ・被後見人等あるいは成年後見制度を検討している当事者が抱える法的・社会的問題の解決のため
- ・被後見人等あるいは成年後見制度を検討している当事者に関するケース会議、連絡会議等において専門職の意見が必要なとき
- ・法人後見・市民後見に関する助言
- ・その他、成年後見制度等に関する助言



●費用：無料

※相談依頼者が相談後に記入する実施報告書の提出を受けて、事務局から地域担当者へ謝金を支払います。

●利用方法：別紙「地域担当制連絡先一覧」より、相談したい専門職（※弁護士は責任者）に直接連絡する。その際「地域担当制での相談」であることを担当者に伝え、電話や訪問等により相談に応じていただく。

※利用の流れについての詳細は裏面をご覧ください。

誰に依頼しよう…

「連絡先一覧」「実施報告書様式」がほしいな…

お問い合わせください！



香川県社会福祉協議会（かがわ後見ネットワーク事務局）
電話：087-861-8883
FAX：087-861-2664
E-mail:anshin@kagawaken-shakyo.or.jp

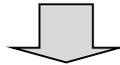


※この事業は、香川県の委託を受けています。

かがわ後見ネットワーク 地域担当制フローチャート

①相談者からの電話申込

地域担当制実施要項第3条に指定している機関・団体から、電話にて「かがわ後見ネットワーク地域担当制を利用しての相談」である旨の依頼があります。



②担当者による助言・指導

地域担当者は、相談者から相談内容を聴き取り、専門的な助言、指導等を行います。

※相談方法は、電話・来所・訪問等いずれの方法を問いません。

※援助内容は、専門的な助言・指導を中心とし、具体的な手続きや代行等は含まれません。(具体的な手続きや代行になると、相談者が正式に各専門職へ依頼することになります。)



③かがわ後見ネットワーク事務局へ実施報告書等を提出

依頼者は、実施後2週間以内に「かがわ後見ネットワーク実施報告書(様式2)」をかがわ後見ネットワーク事務局へ提出します。



④謝金の振込

かがわ後見ネットワーク事務局から地域担当者へ所定の謝金を振り込みます。